

平成27年度県内テストマーケティング支援事業2次募集要領

1 事業の目的

「くまもと農商工連携100選」認定事業者並びに公的機関である産業技術センターや商工団体が支援している事業者が、マーケットを反映した商品にするために、農商工連携により開発した新商品を県内小売店でテストマーケティングする際に要する費用の一部を補助するものです。

2 補助対象となる事業者

「くまもと農商工連携100選」認定事業者並びに公的機関である産業技術センター及び商工団体が支援している事業者

3 募集内容

(1) 補助対象事業

県内の小売店で実施するテストマーケティング事業を対象とします。

(2) 対象となる商品

- ・熊本県内で製造され、県内産の農林水産物を主原料として製造された農商工連携による商品であること。
- ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していない商品であること。
- ・商品は事業開始まで販売されていないこと。

(3) 補助の対象経費、補助率等

補助対象経費		補助率
事業区分	内容	
県内テストマーケティング支援事業費	①試作・開発関係費 ②輸送費 ③印刷費	補助対象経費の1/2以内 ただし、20万円を上限とする。

【対象経費の説明】

①試作・開発関係費

原材料費（試食サンプル）、委託加工費

②輸送費

試食サンプル等の輸送に要する経費

③印刷費

試食サンプル送付に伴い、配付するパンフレット等の作成に要する経費

(4) 採択件数（予定） 8件程度

(5) 募集期間

平成27年8月10日（月）から。

※月に2回程度の審査を行い採択の可否を決定、予算枠が埋まった時点で募集を終了します。

(6) 注意事項等

- ① 他の類似した補助事業との重複申請は認められません。
- ② 申請は、1 事業者 1 件とさせていただきます。

4 応募方法

(1) 手続き

以下の書類を、持参、郵送または電子メールにて 1 部提出してください。

【提出書類】

- ① 事業実施要領 別記第 1 号様式 補助事業計画書
 - ② 商工観光労働補助金等交付要項 別記第 2 号様式 収支予算書
- ※上記様式については、くまもとブランド推進課のホームページに掲載しています。
- また、補助事業計画書には次の書類を添付してください。
- テストマーケティングを実施する小売店等の概要がわかるもの
 - 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - 過去 2 カ年の決算書
 - 必要に応じて事業内容の補足説明資料等

(2) 提出先

熊本県商工観光労働部 観光経済交流局
くまもとブランド推進課 県産品販路拡大班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

5 審査基準等

(1) 審査基準

- ① 以下の項目について審査し、総合的に評価が高いものから順に決定します。
 - 関係機関による支援の状況
 - 商品の将来性や今後の事業展開が期待できるか
 - テストマーケティングの実施場所・確認内容
 - その他
- ② 審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 補助事業採択のスケジュール

- ①事業計画の審査
- ②審査結果の通知
- ③補助金の交付申請
- ④交付決定

(3) 通知

審査結果につきましては、後日、熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課から通知いたします。

6 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

- ② 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。
- ③ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

7 問い合わせ先

本事業についてご質問がある場合は、熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課県産品販路拡大班までお問い合わせください。

担当：中山 nakayama-m-dh@pref.kumamoto.lg.jp

電話番号：096-333-2333 FAX：096-385-2501